

府中市と学校法人藤村学園との地域活性化に関する協働協定

府中市（以下「甲」という。）と学校法人藤村学園（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携しながら双方の資源を有効に活用した協働による取組を実施することにより、体育やスポーツを通じた運動文化の振興や次世代を担う人材の育成を目指すとともに、地域の活性化や地域課題の解決を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1） 体育やスポーツ、学術の振興・発展に関すること
- （2） 社会教育や生涯学習の充実に関すること
- （3） 市民の健康増進に関すること
- （4） 子どもや青少年の育成に関すること
- （5） まちづくりや地域活性化に関すること
- （6） その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる連携事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、連携事項の詳細は、両者合意の上、決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携にあたり知り得た事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に書面により相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙が、本協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙により書面による

特段の通知があった場合を除き、1年間更新され、その後も同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙は誠意を持って協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙がそれぞれ署名又は記名・捺印をして、各自その1通を所持する。

令和5年11月28日

甲 東京都府中市宮西町2丁目24番地
府中市

府中市長

乙 東京都国立市富士見台四丁目30番地の1
学校法人 藤村学園

理事長